

令和5年5月9日

保護者 各位

井原市長 大舌 勲  
高屋南保育園 園長 高嶋由里子

## 5類感染症への移行後の保育園における新型コロナウイルス感染症対策について

平素から、本市の教育活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律上の5類感染症に移行しました。

つきましては、今後下記のとおり対応することとしますのでご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 保育園における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 5類感染症への移行後においても、次のような対策を講じます。

- ・家庭との連携による園児の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- ・手が触れる物や場所の消毒等、一般的な衛生管理

(2) 園児については、園でのマスクの着用を求めないことを基本とします。職員については、園や地域の感染状況等に応じた判断とします。

(3) 地域や保育園において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・園児間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じる場合があります。

#### 2 園児の登園を停止する取り扱いについて

園児の感染が確認された場合、学校保健安全法第19条の規定に準じ、登園を停止します。(季節性インフルエンザと同様の対応です。)

#### 3 登園を停止する期間について

- (1) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。
- (2) 無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

#### 4 その他

- ・37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合や、24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合は、登園を控えていただきますようお願いします。

※嘔吐や下痢、咳などの症状についても、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、園から保護者に連絡をする場合や、登園を控えていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

- ・濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこと等から、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない園児については、登園を停止する対象とはなりません。
- ・園児や職員の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、臨時休園の判断を行う場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染により欠席する場合は、その他の欠席の場合と同じように保育園に連絡してください。休日及び夜間の連絡は必要ありません。